

環境用語辞典

ア | カ | サ | **タ** | ナ | ハ | マ | ヤ | ラ | ワ | 英数

タ

【ダイオキシン】

人間の体に非常に有害(ゆうがい)な物質で、ゴミなどを燃やしたときや、森林の火災などで発生する。大気中に排出(はいしゅつ)されたダイオキシンは、雨などによって川や土壌(どじょう)の汚染(おせん)の原因にもなる。

【代替(だいたい)フロン】

[オゾン層](#)をこわすフロン[CHC]にかわって普及(ふきゆう)したが、強力な温室効果(おんしつこうか)と[オゾン層破壊](#)(はかい)効果があるとして、後にモントリオール議定書(ぎていしょ)によって全廃(ぜんぱい)が決まった。「ハイドロクロロフルオロカーボン[HCFC]」と「ハイドロフルオロカーボン[HFC]」があり、[先進国](#)(せんしんこく)は2020年、[開発途上国](#)(かいはつとじょうこく)は2030年までに全廃(ぜんぱい)されることになっている。

【太陽光発電】

太陽の光エネルギーを利用したクリーンな発電方法。光を直接(ちよくせつ)電気に変える太陽電池を使用し、電気をつくり出す。太陽エネルギーはなくなる心配がほとんどなく、[CO2](#)も排出(はいしゅつ)しない。

【太陽電池】

太陽光発電に使用される装置(そうち)。主にシリコンでつくられ、太陽の光エネルギーを直接(ちよくせつ)電気にかえることができる。太陽の光があたっているときだけ電気を発生させるので、夜は発電できない。

【太陽熱発電】

太陽の熱を利用した発電方法。太陽の熱を集め、お湯をわかして水蒸気(すいじょうき)をつくり、発電機(はつでんき)をまわして電気をつくる。[太陽光発電](#)とは異(こと)なり、熱をためておくことができるため、夜でも発電できるメリットがある。

【淡水(たんすい)】

川や湖、地下水などの塩分をほとんどふくまない水のこと。

チ

【地球温暖化(おんだんか)】

人間社会の活動によって、大気中に排出(はいしゅつ)される[CO2](#)、[メタン](#)、[フロン](#)などの[温室効果\(おんしつこうか\)ガス](#)が増えたことから、地球の気温が上昇(じょうしょう)している現象(げんしょう)のこと。北極や南極の氷の減少(げんしょう)をはじめ、海面の上昇、台風、ハリケーン、サイクロン、長期間雨がふらない干ばつ、猛暑(もうしょ)など、自然環境の変動の原因になっているといわれ、世界全体での対策(たいさく)が求められている。

【地熱発電】

地中の奥深くにあるマグマからわき出る熱水(ねっすい)や水蒸気(すいじょうき)を取り出し、発電機(はつでんき)をまわして電気をつくる方法。水より低い温度で沸騰(ふつとう)する液体を、地中から取り出した温水で沸騰させて水蒸気をつくる方法や、地中深くにある高温の岩に水をそいで熱水をつくる方法などもあり、高温の熱水がわき出ないところでも発電できる。CO₂の排出(はいしゅつ)はなく、[太陽光発電](#)や[風力発電](#)と異(こと)なり、天候(てんこう)に左右(さやう)されない。

テ

【低公害車(ていごうがいしゃ)】

大気汚染物質(たいきおせんぶつしつ)の排出(はいしゅつ)が少なく、環境にやさしい自動車のこと。[電気自動車](#)、メタノール自動車、圧縮天然(あつしゅくてんねん)ガス自動車、[ハイブリッド自動車](#)の4車種がある。

【低炭素社会】

CO₂などの[温室効果\(おんしつこうか\)ガス](#)の排出(はいしゅつ)をへらしながら、経済発展(けいざいはってん)できる社会のこと。CO₂の排出と吸収(きゅうしゅう)のバランスを取り、経済の発展とともに環境をよくし、環境をよくすることでまた経済も発展する、という良い循環(じゅんかん)をめざす。

【電気自動車】

ガソリンで動くエンジンをもたず、電気のみで走る自動車のこと。排気(はいき)ガスをいっさい出さないため、地球環境にはやさしいが、現時点では1回の充電(じゅうでん)で走れる距離(きょり)が短いなどの課題(かだい)がある。

【天然ガス】

[化石燃料\(かせきねんりょう\)](#)の一つ。地下から噴出(ふんしゅつ)する天然のガスで、[メタン](#)やプロパンなどがある。天然ガスは、地下に存在する、または地下から地表に噴出(ふんしゅつ)するガスで、可燃性(かねんせい)ガスと火山性ガスなどの不燃性(ふねんせい)ガスがある。可燃性ガスは、[石油](#)や[石炭](#)にくらべて燃焼(ねんしょう)したときのCO₂排出量(はいしゅつりょう)が少ない。

参考(さんこう): 資源・エネルギー編「[資源やエネルギーが、みんなの身近に届くまで](#)」

ト

【土壌汚染(どじょうおせん)】

人間の活動によって、重金属や油、農薬、その他の化学物質(かがくぶつしつ)など有害(ゆうがい)な物質が、土の中に流れ出し、土が汚染(おせん)されること。

【土壌汚染対策法(どじょうおせんたいさくほう)】

2002年につくられた日本の法律。有害(ゆうがい)な化学物質(かがくぶつしつ)を使用していた工場があった土地や、地方自治体(ちほうじちたい)が健康被害(ひがい)のおそれがあると認める土地に対し、汚染(おせん)の状況(じょうきょう)を調べ、汚染による健康被害(ひがい)を防ぐことを目的としている。

▲ページの先頭へ